

## 第 3 期宮城県国民健康保険運営方針（中間案）に対する 本市の意見（案）について

### 1 概要

#### （1）趣旨

宮城県国民健康保険運営方針（以下「国保運営方針」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2第1項の規定により、県及び県内市町村が一体となって国民健康保険を安定的かつ効率的に運営することを目的として、県が策定するもの。

現行の令和3年4月に策定した第2期国保運営方針の対象期間は令和3年4月から令和6年3月までの3年間となっている。宮城県においては、現行方針の終期を見据え、国が策定した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」に基づき、令和6年4月から令和12年3月までの6年間を対象期間とした第3期宮城県国保運営方針の策定に向けて、県内市町村等と検討を進めてきた。

この度、第3期宮城県国保運営方針の中間案がまとまり、市町村に対する意見照会があったことから、これに対する本市意見について、委員の皆様にご協議いただくもの。

#### （2）第3期宮城県国保運営方針（中間案）の内容

以下の資料のとおり。

別紙資料 1 - 2 第3期宮城県国民健康保険運営方針（中間案）概要版

別紙資料 1 - 3 第3期宮城県国民健康保険運営方針（中間案）

別紙資料 1 - 4 宮城県国民健康保険運営方針 新旧対照表

#### （3）県における検討経過及び今後の予定

- ・県事務局が作成した素案について、本年8月～10月に宮城県国保運営連携会議及び下部組織の各部会において協議
- ・10月25日に開催された県の国保運営協議会で協議
- ・パブリックコメント及び県内市町村に対する意見照会における意見等を踏まえ、令和6年1月中に最終案を作成
- ・令和6年2月上旬に開催する県の国保運営協議会で審議、その後県事務局における所定の手続きを経て令和6年3月に公表予定

## 2 県が示した「現行方針からの主な変更点」とそれに対する本市の考え方

県から示された第3期国保運営方針（中間案）により、第2期から変更された主な項目と、それに対する本市の考え方について以下に記載する。

### （1）財政安定化基金について

令和5年度までとされていた激変緩和措置の項目を従来の方針どおり削除。（本文 P. 13・新旧対照表 P. 10）また、激変緩和措置のために設けられていた特例基金の項目を削除。一方で、法改正で追加された財政調整事業に関する項目を追加。（本文 P. 11・新旧対照表 P. 9）

※激変緩和措置…平成30年度の国保制度改革に伴い、国保の財政運営が都道府県単位となり、それまで保険料水準が低かった市町村の保険料負担が急激に増加するケースが生じることから、こうした市町村の負担緩和を目的として激変緩和の仕組みが設けられた。これについては、令和4年度の宮城県国民健康保険運営連携会議において、国の従来方針どおり廃止することとされた。

※特例基金…激変緩和措置の財源を確保するため、国費により設けられた基金。

※財政調整事業…令和4年の法改正により定められた制度で、県の国保特別会計において決算剰余金等の留保財源が生じた場合に、その一部を財政調整事業に積み立て、国保財政の安定運営のために取崩し活用することができることとされている。

**本市の考え方**…国の方針のもと、従来の激変緩和措置を廃止し、新たな財政調整事業を追加することは安定的な国民健康保険事業を運営するうえで適切であり妥当である。

### （2）保険料（税）水準の統一について

法改正により必須記載事項となったことから、令和4年度に作成したロードマップや運営連携会議等での検討経過を文章化し、新たに章立て。（本文 P. 14・新旧対照表 P. 10）

**本市の考え方**…保険料水準の統一は国保制度改革の主旨に沿うもので妥当だが、制度設計に際しては、県内各自治体の保険料負担や給付事業等に及ぼす影響に十分に配慮する必要があると考える。

### （3）収納率目標について

第3期運営方針における目標を、令和3年度における全国の上位1割相当の水準（96.2%）とし、あわせて保険者規模別の値も見直した。（本文 P. 18・新旧対照表 P. 13）

**本市の考え方**…県内市町村の収納状況の動向を踏まえた設定となっており妥当である。

(4) 評価・検証について

法改正により時期や考え方が明確化されたことから、新たに章立て。あわせて、取組の効果等を定量的に把握するための管理指標の追加。(本文 P. 29・新旧対照表 P. 19)

**本市の考え方**…運営方針の対象期間が3年から6年に変更になったことに伴い、中間評価に必要な評価の基準や管理指標を定めることは必要であり妥当である。

**3 【協議事項】第3期宮城県国民健康保険運営方針（中間案）に対する本市の意見（案）**

2で示した変更点や本市の考え方を踏まえ、宮城県に提出する本市意見（案）を以下の通りまとめました。ご意見等がある場合には別添様式に記載し、同封した返信用封筒で郵送によりお送りください。  
12月15日までに投函くださいますようお願いいたします。

平成30年度の国民健康保険制度改革から5年が経過し、県及び県内市町村においては、第1期（平成30年1月策定）及び第2期（令和3年3月策定）宮城県国民健康保険運営方針に基づき、財政健全化、事務の標準化及び効率化、医療費適正化の取組を進めてきた。

今後、県及び県内市町村においては、引き続き財政運営の安定化を図りつつ、国保の都道府県単位の趣旨の深化（保険料水準の統一に向けたロードマップに基づく各種課題の整理、医療費適正化の更なる推進など）、人生100年時代を見据えた予防・健康づくり事業の強化が求められている。

このことを踏まえ、今回の第3期国保運営方針の策定後においても、より安定的な国保運営につながるよう、県内市町村と丁寧に意見交換を行いながら本運営方針に盛り込まれた各種取組を着実に実施されたい。

とりわけ、保険料水準の統一に向けた議論を進めるにあたっては、各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させないことによる納付金ベースの統一化や、納付金の算定対象とする給付事業や保健事業等の取り扱いの検討等により、県内市町村に係る負担が平準化されていくことになるが、これによる保険料負担や各種給付事業等の変化が被保険者に及ぼす影響にも十分配慮し、受益と負担のバランスが適切な水準となるよう、保険者として県が主体的に対策を講じられたい。